



すぐに役立つ 生活安全・地域警察官

一件書類 記載例集

少年事件編

～改正少年法の解説と一件書類記載要領～

■ 生活安全・地域実務研究会 編著 ■ A5判 ■ 並製 ■ 384頁

定価 2,860 円 (本体 2,600 円 + 税10%)

各法令解説と措置要領のページは、書き込みできる **サイドノート式!**

本書のポイント

少年事件送致に必要な一件書類を、この1冊に集約!

通常送致(基本書式)、簡易送致(簡易書式)のほか、触法少年の通告やぐ犯送致等、現場ですぐに活用できる事例を収録。この1冊で、「最低限かつ必要十分」をマスター!

基礎知識から具体的な事件措置要領まで簡潔に解説!

各種の定義、事件送致の区分及び手続、触法・ぐ犯の処理、不良行為少年の補導、書類作成要領といった基本事項から具体的な措置要領までが、この1冊で学べる!

令和4年4月施行の少年法及び関連法令の改正をわかりやすく解説!

少年法等の改正のうち、特に警察業務に関係が深い部分を重点解説。更生保護法、少年院法、犯罪捜査規範、少年警察活動規則の改正もフォロー。

内容見本

第2章 改正少年法の内容

1 少年法の適用対象年齢

本改正では、18歳及び19歳の者について、責任ある主体として積極的な社会参加を期待される立場となる一方で、成長途上にあり、可能性を有することを踏まえ、その改善更生を図るため、家庭裁判所に全件を送致し、原則として保護処分を行うという、少年法(以下、本章及び次章において少年法の条文を引用する場合は、法律名を省略する。)の基本的枠組みを維持することから、「20歳未満の者」とする少年の定義(第2条第1項)は変更されず、これらの者は「特定少年」として引き続き少年法の適用対象とされた。

2 少年法の構成

18歳及び19歳の者は、憲法改正についての国民投票権を与えられた上、公職選挙法等一部改正法により選挙権を与えられ、

第3章 改正の要点 (警察業務に関係が深い部分)

1 第2条

(定義) 第2条 この法律において「少年」とは、20歳に満たない者をいう。
2 この法律において「保護者」とは、少年に対して法律上監護教育の義務ある者及び少年を別に監護する者をいう。

(1) 改正の内容及び趣旨等

改正前の本条第1項は、「この法律で「少年」とは、20歳に満たない者をい、「成人」とは、満20歳以上の者をいう。」と定めていたが、このうち「成人」の定義に係る部分が削除された平成20年法律第71号による改正前の少年法には、第3章と

想定事例2 窃盗(ひったくり)通常逮捕

令和〇〇年9月20日午後7時頃、東京都〇〇区太子堂4丁目15番6番先路上において、赤色のマウンテンバイクに乗った高校1年生佐藤 優(16歳)が、通行人の上型厚理(48歳)が所持していたハンドバッグ(現金35,800円、財布在中)をひったくり逃走したが、犯行直後、通行人の男性大友久彦(28歳)に捕らえられそうになり、顔を見られた。被疑少年は、犯行後、非行少年グループと一緒にゲームセンターで遊んだ後、仲間の後藤君から3人に食事をおごったが、その際、後藤君に1万円札3枚と5千円札1枚を見せた。
被疑少年には、窃盗と傷害の非行歴と補導歴6回(喫煙2回、深夜徘徊4回)があり、現在保護観察処分中であるが、遊興費が尽きたから本件を敢行した。被疑少年が小学校3年生のころ両親が離婚し、会社の父生保護下で育っているが、父親は看護能力に乏しく、放任状態にある。

【作成書類】

- 少年事件送致書(様式第55号その1、その2)
- 犯罪の現状に関する意見の定型様式(少年用)(都道府県で定めた様式)
- 書類目録(様式第52号)
- 捜査報告書(窃盗被疑事件捜査報告書)
- 通常逮捕手続書(甲)(様式第13号)
- 非行記録表(様式第19号、別紙)
- 供述調書(甲)(様式第8号)被疑者(身上)
- 取調べ状報告書(別記様式第16号)
- 供述調書(甲)(様式第8号)被疑者(親戚事実)
- 取調べ状報告書(別記様式第16号)
- 被害届(別記様式第6号その1、その2)
- 検視簿(表)(様式第2号)検視簿、検視簿(別記様式第1号)

別記様式第15号の3(第214条関係)

被害届 令和〇〇年 月 日
警察官長 殿
次のとおりご通報 口請求 口その他(被害がありましたからご対応ください。)
氏名 山本 弘 (17歳)
職業
被害者の住所
職業、氏名、年齢
被害の年月日時
被害の場所
被害の程度 口下記記録のとおり(窃盗) 口時間 口税関 口税込み 口その他
任意提出書 令和〇〇年 5月 5日
警察官長 殿
下記記録の物件を任意に提出します。用済みの上は、口被害者へ返してください。
氏名 山本 弘 (17歳)
前置調査書 令和〇〇年 5月 5日
警察官長 殿
可決 警察官長 殿 河野 二郎
被疑者 山本 弘 に対する 録取法第1条2号違反 被疑事件につき、本職は、東京都〇〇区赤羽1丁目1番JRC〇〇〇〇駅南口駐輪場前路上において、
口被疑者が任意に提出した (窃盗) 口その他(窃盗) 下記記録の物件を提出した。
口立人(住所、職業、氏名、年齢)
(被害届確認) 運付請求書 令和〇〇年 5月 5日
警察官長 殿
下記記録の物件を確認しましたが、(窃盗) 口その他(窃盗) 運付を受け、取り戻すした。
住所 東京都〇〇区〇〇3丁目35番1号 電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
職業 自営業 氏名 山本 寛 (47歳)

推薦のこぼ(抜粋)

……本書は、少年法等の改正内容のうち警察業務に関係が深い部分について解説を加えた上、少年事件について、場面に応じ、留意すべき具体的な措置要領を的確に述べ、さらに、少年事件に多く見られる具体的な犯罪類型や少年の属性に応じ、捜査一件記録の記載要領を詳述するなど、優れて実践的で、実務上の有用性が高いものとなっており、その名のとおり、少年事件を取り扱う捜査等の現場で「すぐに役立つ」ものであると確信している。

少年事件の捜査等に携わられている警察官諸氏はもとより、少年事件に関わる関係者において、本書が必携の書として日頃の執務の参考になることを願うものである。

令和5年6月

東京地方検察庁刑事部副部長 早瀬 宏毅

目次裏面参照▶▶▶

一件書類記載例集

少年事件編

～改正少年法の解説と一件書類記載要領～

第1編 少年法及び関連法の改正

- 第1章 少年法改正の経緯
- 第2章 改正少年法の内容
 - 1 少年法の適用対象年齢
 - 2 少年法の構成
- 第3章 改正の要点（警察業務に関係が深い部分）
- 第4章 更生保護法の改正（警察業務に関係が深い部分）
- 第5章 少年院法の改正（警察業務に関係が深い部分）
- 第6章 犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の改正

第2編 少年事件等の具体的措置要領

- 第1章 少年事件の送致
- 第2章 少年事件の送致（付）の区分
 - 第1 少年の送致（付）
 - 1 禁錮以上の刑に当たる事件
 - 2 罰金以下の刑に当たる事件
 - 3 関連事件の送致（付）
 - 4 年齢切迫少年の送致（付）
 - 5 勾留請求を行う少年被疑者の送致（付）
 - 6 共通証拠物の取扱い
 - 第2 簡易送致
 - 1 簡易送致適用基準
 - 2 簡易送致の適否の判断
 - 3 簡易送致の要領
 - 4 事後の措置
 - 5 書類の具体的作成要領
 - 6 簡易送致の適用に関して注意すべき点
 - 第3 触法事案の処理
 - 1 触法少年
 - 2 触法少年事件の調査
 - 3 触法少年事件の処理要領
- 第3章 <犯少年の処理
 - 第1 <犯少年保護制度
 - 1 <犯少年保護制度の趣旨
 - 2 <犯少年の意義
 - 第2 <犯要件
 - 1 <犯事由
 - 2 <犯性
 - 3 要保護性
 - 第3 <犯事案の処理
 - 1 <犯調査
 - 2 <犯調査の基本
 - 3 調査すべき事項
 - 4 <犯少年の送致・通告
 - 5 少年についての緊急措置

- 6 <犯事実と犯罪（触法）事実が競合する場合
- 7 所持物件の措置
- 第4章 不良行為少年の補導活動
 - 第1 不良行為少年の意義
 - 第2 不良行為少年取扱いの基本
 - 第3 不良行為少年の措置
 - 1 少年補導の法的根拠
 - 2 現場限りの措置
 - 3 連絡措置
 - 4 引き渡し
 - 5 所持物件の措置
 - 6 少年補導票の作成
 - 7 サイバー補導
 - 第5章 捜査書類の作成
 - 第1 捜査書類の一般的要件
 - 1 司法警察職員が作成する捜査書類
 - 2 私人が作成する書類
 - 第2 捜査書類作成上の一般的注意
 - 1 ありのままに記載すること
 - 2 具体的かつ詳細に書くこと
 - 3 順序正しく整然と記載すること
 - 4 捜査者・処分者自らが作成すること
 - 5 書類の作成は速やかに行うこと
 - 第3 「犯罪の情状等に関する意見」の記載要領
 - 1 犯罪情状等意見を記載する上での留意事項
 - 2 具体的記載要領
 - 3 犯罪の情状等に関する意見に係る定型様式の運用方法等
 - 第4 パソコン等を利用して捜査書類を作成する場合の留意事項
 - 1 一般的留意事項
 - 2 供述調書を作成する場合において特に留意する事項

第3編 少年事件強制捜査一件書類記載要領

- 想定事例1 窃盗（万引き）常人逮捕
- 想定事例2 窃盗（ひったくり）通常逮捕

第4編 少年事件任意捜査一件書類記載要領

- 想定事例3 窃盗（万引き）
- 想定事例4 窃盗（自転車盗）共犯事件
- 想定事例5 詐欺（無銭飲食）
- 想定事例6 占有離脱物横領（自転車）
- 想定事例7 占有離脱物横領、盗品譲受け等（自転車）関連事件
- 想定事例8 暴行
- 想定事例9 軽犯罪法違反（凶器携帯）
- 想定事例10 触法少年による窃盗（万引き）児童通告
- 想定事例11 <犯送致

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

*すぐに役立つ 生活安全・地域警察官
一件書類記載例集 [少年事件編]
～改正少年法の解説と一件書類記載要領～

合計 _____ 部

ご所属名	庁	道府県
(署・隊・課)		

ご担当者名 _____ (TEL: _____)

*お申込みは合計部数だけでも承ります。

係名	氏名

係名	氏名

利用目的 当社は本申し込みにより収集した個人情報について、商品発送やサービス実施とご案内、お問合せへの回答に利用いたします。第三者提供 当社は法令に基づく場合、本人の同意がある場合を除いて個人データを第三者へ提供することはありません。開示請求 ご本人確認の上で、開示・訂正・削除・利用停止の対応をいたします。詳細については、当社窓口よりご連絡ください (https://tachibanashobo.co.jp/help/privacy)。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2
TEL:03-3291-1561(代表) https://tachibanashobo.co.jp